

## ～志願変更とは～

入学願書等の提出が完了した人は、志願変更期間中、1回だけ他の高等学校に志願変更ができる制度です。手続きを行うのは原則、本人です。また、学科やコースの変更も可能です。

出願期間が終わり、2月3日の朝刊等に志願状況（競争率）が掲載されます。志願変更を希望する生徒や相談したい生徒は、早めに担任の先生に申し出てください。必ず、保護者とよく話し合って決定するようにしましょう。

## ～志願変更の範囲～

志願のてびき p. 3～4 参照

(ア) 志願変更期間中1回に限り、志願変更できます。

(イ) どの高等学校へも志願変更できます。

(ウ) 全・定・通の異なる課程の間でも志願変更できます。(同じ高校の異なる課程にもできます。)

(エ) 異なる学科等へも志願変更できます。(同じ高校の異なる学科等にもできます。)

(オ) 共通選抜と特別募集（海外帰国生徒および在県外国人募集等）の間でも志願変更できます。

ただし、それぞれの募集についての志願資格を有する人に限ります。

(カ) 第2志望の志願ができる高等学校に志願する際、第2希望の志願をしていなくても、志願変更時に第2希望の志願ができます。

## ～志願変更期間～

◆ 2月4日（金） 午前9時～正午および午後1時～午後4時

◆ 2月7日（月） 午前9時～正午および午後1時～午後4時

◆ 2月8日（火） 午前9時～正午

➤ 2月8日（火）の正午までに、志願変更先での手続きを必ず完了してください。

➤ 志願変更先高校で手続きが完了せずに期間が終了してしまうと受検ができなくなります。  
最終日は避けたほうがよいでしょう。

## ～志願変更の手続き～

志願変更をする人は、志願変更期間中に、次の手順で手続きをします。なお、郵送による志願変更の手続きはできません。

① 志願変更願（第13号様式：中学校に用紙があります。）に必要事項を記入します。

② 志願変更願に中学校長の確認印（公印）を押してもらいます。

③ 志願変更願と受検票を、志願先高校へ提出します。

④ 志願先高校から入学願書等の書類を返還してもらいます。

⑤ その場で、返還を受けた入学願書及び受検票の志願先の高等学校名等を斜線で消し、志願変更先欄に志願変更先高校名等を記入した後、志願先高等学校の確認を受け、志願変更願（写し）を受け取ります。

⑥ 入学願書、受検票及び志願変更願（写し）および志願変更先高校用の面接シート等を志願変更先の高校へ提出します。

中学校



志願先  
高校



志願  
変更先  
高校

- ◇ 課程や募集を変更する場合は、新たにそれぞれの入学願書を用意する必要があります。
- ◇ 一般募集から特別募集に志願変更する場合は、志願変更先の特別募集についての志願資格を確認する書類を用意する必要があります。

## ～志願変更に関する注意点～

- ✚ 受検料に関する注意点は次のとおりです。
  - ① 県立高等学校間、同じ市の市立高等学校間および同一高等学校内の志願変更では、受検料を再納付する必要はありませんが、その以外の場合には受検料を再納付する必要があります。
  - ② 受検料を再納付する場合は、志願変更先の高等学校へ直接納付してください。
  - ③ 定時制の課程から全日制の課程および通信制の課程から全日制の課程または定時制の課程へ志願変更する場合には、県立高等学校間および同じ市の市立高等学校間の志願変更であっても、受検料の差額を納付する必要があります。なお、全日制の課程から定時制の課程または通信制の課程および定時制の課程から通信制の課程へ志願変更する場合には、受検料の差額は返還しません。
- ✚ 第2希望の志願変更の手続きも、志願変更の手続きに準じています。
- ✚ 志願変更等の提出を行うのは原則本人です。代理人が提出を行う場合は、身分を証明できる書類（運転免許証等）を持参する必要があります。代理人が保護者以外の場合、合わせて委任状も持参しなくてはなりません。

## ～志願変更手続きに必要な持ち物について～

受検票、交通費、筆記用具（黒のボールペン、定規） ※印鑑：念のため

志願変更先高校用面接シート

- ◆ 何か困ったことがあったら中学校へ電話をしてください。  
例えば、志願変更手続きに時間がかかり、日吉台西中学校への帰りが大幅に遅れる場合。
- ◆ 

日吉台西中学校 045-563-3997	学校専用携帯 080-9654-5089
----------------------	----------------------
- ◆ 公衆電話がどうしても見つからない場合は、交番や駅でお願いしましょう。

手続き終了後、必ず日吉台西中学校に戻って、  
変更先高校の受検番号を報告してください。

## ～その他の注意事項～

- ✚ “第一志望の私立高校に合格した場合”は、速やかに担任に申し出てください。公立高校へは『志願取消届』の提出が必要となります。公立高校への志願取消届を提出する際には、受検票が必要なので、不要と思って処分しないようにしましょう。

自分の意志をしっかり貫き、高校生になる自覚を高くもち、後輩の見本となる学校生活、授業態度で残りの生活を過ごしましょう。